第１章

胆振東部消防組合の概要

第１章　胆振東部消防組合の概要

組　合　概　況

１．**消防組合発足年月日**　　昭和４６年７月１日

２．**組　合　構　成　町**　　３町（安平町・厚真町・むかわ町）

３．**管　　内　　情　　勢**

北海道の道南に位置し、胆振総合振興局管内の東部にあり東に競走馬の産地日高、景勝地としても有名な襟裳岬、又、西に太平洋岸の港湾都市苫小牧市、支笏洞爺国立公園、北に政令指定都市札幌市及び北海道の空の玄関、新千歳空港があり本部所在地より札幌市まで８０分、新千歳空港まで４０分の位置にあります。

管内には、国道２３４号線、２３５号線、２７４号線及び日高自動車道　（厚真IC・鵡川IC）が開通し利便性が大幅に向上おります。又、道東自動車道（追分町IC・むかわ穂別IC）が開通しており、更には浜厚真地区の苫小牧東港へフェリーが就航したことにより、交通アクセス等の利便性が良い所であります。

また管内には、日本最大の石油備蓄基地及び北海道電力需要の３分１を供給する電力基地があります　。

当組合管内の気候は比較的温暖であるが､冬季間は構成町の地域によっては、降雪量も多く気温もマイナス２０度以下と非常に厳しい地域でもあります。

令和５年の災害発生状況は、火災発生件数は１１件・救急出場件数は１，２５７件となっています。

当組合の消防力は、１消防本部・１署・４支署・１出張所・１分遣所・４消防団（１５分団）消防職員数１０８名・消防団員数３８６名・消防車両等総数６７台・消防水利は消火栓３０２基、防火水槽１８９基となっており、年々消防組織、施設・装備等の充実強化が図られています。

人口・世帯数

＊（令和5.12.31現在）　住基台帳

区分／町別	令和２年（国調）			令和５年		比較増減（人口）
	面積（ｋ㎡）	世帯数（世帯）	人口（人）	世帯数（世帯）	人口（人）	
安平町	２３７．16	３，４５１	７，３４０	４，００５	７，３１１	－２９
厚真町	４０４．61	１，９３０	４，４３２	２，１１８	４，３０６	－１２６
むかわ町	７１１．36	３，６４７	７，６５１	３，９９４	７，３２３	－３２８
合計	１，３５３．13	９，０２８	１９，４２３	１０，１１７	１８，９４０	－４８３

予　算

令和５年度の組合構成町全３町の一般会計予算は、２７２億６０，０６８千円で、消防費の占める負担額は、１６億１９，６５８千円であり、構成比は約５．９４％ となっています。

これを住民一人当たりに換算すると約８５，５１０円になります。

本年度の主な事業としては、大型化学放水車購入・高規格救急自動車購入・消防用ホース購入・空気呼吸器購入・防火服購入・消防本部・厚真支署庁舎整備等の整備をしております。

消防費にあっては、住民が安心して暮らすことが出来る安全なまちづくりを目指すため計上されております。

令和５年度当初予算　（単位：千円）

歳入		歳出	
1.分担金	１，０７１，３９０	1.議会費	７２０
2.使用料及び手数料	７，３１９	2.監査委員費	４２６
3.道支出金	７１，４７３	3.消防費	１，３５５，７８２
4.財産収入	１１５	（常備消防費）	(849,709)
5.繰入金	１５２，６０３	（非常備消防費）	(62,162)
6.繰越金	１，５００	（消防施設費）	(443,911)
7.諸収入	４，４４４	4.公債費	２２，２１６
8.組合債	７２，１００	5.予備費	１，８００
歳入合計	１，３８０，９４４	歳出合計	１，３８０，９４４

令和５年 消防重点目標

「安全で安心して住み良い地域づくりの推進」

「信頼される消防・活力ある消防・魅力ある消防の構築」

管理部門

第１　消防力の充実強化
第２　消防組織の効率的運営
第３　消防施設・装備の近代化
第４　職員の高齢化に伴う教育訓練の推進
第５　消防団活性化の推進

予防部門

第１　地域における防火安全体制の推進
第２　自主防災組織の充実強化
第３　火災予防査察の推進
第４　住宅用火災警報器の普及推進
第５　火災予防広報の推進
第６　火災予防知識等の普及推進

警防部門

第１　災害活動体制の充実強化
第２　救急活動体制の充実強化
第３　救助活動体制の充実強化
第４　救急救護知識の普及促進
第５　警防訓練技術の充実強化
第６　防災対策の充実強化

消　防　力

複雑、多様化する大規模な各種災害に対応するため、消防体制の確立をめざし、組織、人員施設の整備計画を定め、消防力の強化整備を図っております。

消防力の指針と現有（令和５年度消防施設整備計画実態調査基準値）

（令和５年１２月３１日現在）

区	分		指　針	現　有	充　足　率
消防概要	消防本部・署所数		７ 署所	７ 署所	１００ ％
		本　部（署） 支　署 出張所 分遣所		１ 署 ４ 署 １ 所 １ 所	
	消防ポンプ自動車		２４ 台	２４ 台	１００ ％
		署管理分	６ 台	６ 台	
		団管理分	１８ 台	１８ 台	
	石油コンビナート３点セット		１ セット	１ セット	１００ ％
		大型化学車 大型高所放水車 泡原液搬送車	１ 台 １ 台 １ 台	１ 台 １ 台 １ 台	
	救急自動車		５ 台	６ 台	１２０ ％
		高規格救急自動車 （内緊急援助隊登録）		６ 台 （１ 台）	
	救助工作車		１ 台	１ 台	１００ ％
	林野工作車		１ 台	１ 台	１００ ％
	小型動力ポンプ（消防団管理）		１５ 口	１５ 口	１００ ％
	消防水利		２４６ 基	１８２ 基	７４ ％
		消火栓 防火水槽		１０１ 基 ８１ 基 ＊ 基準に基づく数値のみを記載	
人員	消防職員		１４７ 名	１０８ 名	７３ ％
	消防団員（構成３町・４団）		４４５ 名	３８６ 名	８７ ％

組　織　機　構

《 胆振東部消防組合　組織機構図 》

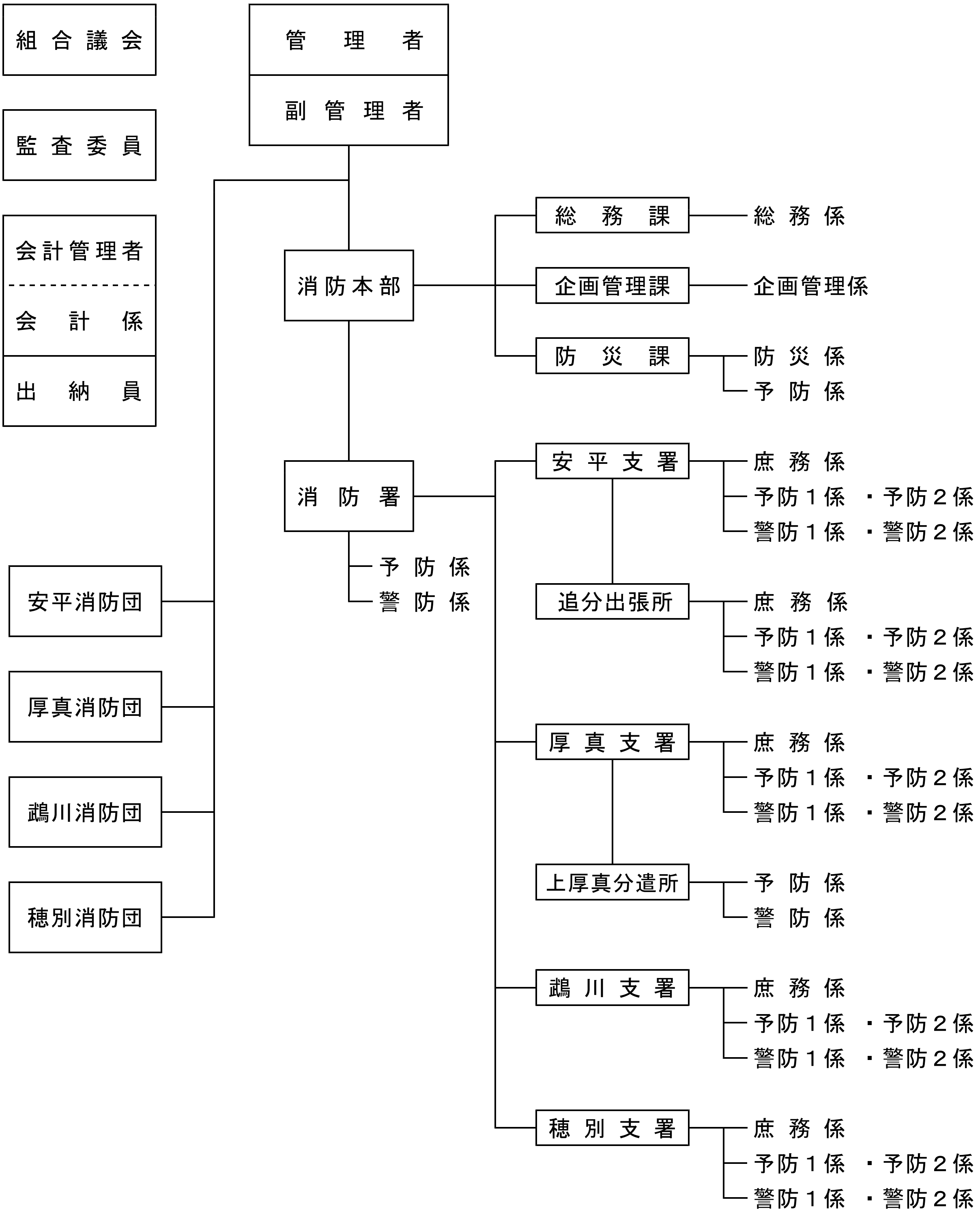

消防本部・事務分掌

総　務　課

総務係

(1) 職員の人事、賞罰に関する事項。
(2) 職員の服務規律に関する事項。
(3) 職員の給与に関する事項。
(4) 職員の共済に関する事項。
(5) 職員の福利厚生及び保健衛生に関する事項。
(6) 職員の公務災害補償等に関する事項。
(7) 公印の管守に関する事項。
(8) 文書の収受、発送保管に関する事項。
(9) 総務課に係る各種統計調査報告に関する事項。
(10) 予算、決算及び会計に関する事項。
(11) 組合の総括経理等に関する事項。
(12) 被服貸与品に関する事項。
(13) 物品の調達、受払及び保管に関する事項。
(14) 監査事務に関する事項。
(15) 公平委員会に関する事項。
(16) その他、他の課、係に属しない事項。

企画管理課

企画管理係

(1) 組合重要施策に関する事項。
(2) 組合行事及び儀式等に関する事項。
(3) 消防業務推進基本計画に関する事項。
(4) 組合史編さん資料の収集に関する事項。
(5) 文書及び保存文書総括管理に関する事項。
(6) 例規の制定、改廃及び公布に関する事項。
(7) 消防関係財産の総括管理に関する事項。
(8) 消防財政計画及び補助起債等に関する事項。
(9) 消防施設整備事業に関する事項。
(10) 表彰、叙位、叙勲に関する事項。
(11) 職員の教育研修機関への派遣計画に関する事項。
(12) 車両共済に関する事項。
(13) 消防行政事務改善に関する事項。
(14) 消防団員の総括事務に関する事項。
(15) 消防団員の公務災害に関する事項。
(16) 消防組合議会に関する事項。
(17) 消防関係機関との連絡調整に関する事項。
(18) その他、他の課、係に属しない事項。

防　災　課

予防係

(1) 予防査察計画に関する事項。
(2) 査察技術の指導に関する事項。
(3) 防火管理者の育成指導に関する事項。
(4) 予防統計、火災統計及び火災報告に関する事項。
(5) 火災原因調査報告に関する事項。
(6) 特殊災害の調査に関する事項。
(7) 危険物施設の規制事務に関する事項。
(8) 防火思想の啓発計画及び火災予防広報計画に関する事項。
(9) 火災予防運動計画の立案指導に関する事項。
(10) 消防相談、広聴、苦情及び要望等の処理に関する事項。
(11) 主管に係る諸証明及び手数料に関する事項。
(12) その他、予防に関する事項。

防災係

(1) 消防計画に関する事項。
(2) 教養訓練基本計画に関する事項。
(3) 消防隊、救急隊及び救助隊の編成に関する事項。
(4) 応急手当の普及計画及び指導員の育成に関する事項。
(5) 気象情報、災害情報の収集等に関する事項。
(6) 大規模災害時の指揮体制及び調査報告に関する事項。
(7) 消防相互応援協定に関する事項。
(8) 安全管理規定に関する事項。
(9) 職団員の訓練研修計画に関する事項。
(10) 救急救助及び災害統計に関する事項。
(11) 消防関係機関(災害発生時)等との連絡調整に関する事項。
(12) 消防無線の許認可等に関する事項。
(13) 主管に係る諸証明に関する事項。
(14) 消防車両の事故処理に関する事項。
(15) その他防災に関する事項。

消防署事務分掌

予防係

(1) 文書の収受、発送及び保存に関する事項。
(2) 職員の服務規律に関する事項。
(3) 防火思想の啓発及び予防広報に関する事項。
(4) 火災及び災害の調査に関する事項。
(5) 予防統計、火災統計及び火災報告に関する事項。
(6) 火災証明、その他消防署に係る証明に関する事項。
(7) その他消防署の予防に関する事項。

警防係

(1) 災害の警戒、防ぎょに関する事項。
(2) 消防対象物の防ぎょ計画に関する事項。
(3) 消防隊、救急隊、救助隊の編成に関する事項。
(4) 救急救助業務及び救急統計に関する事項。
(5) 教養訓練の実施に関する事項。
(6) 気象業務に関する事項。
(7) 火災警報に関する事項。
(8) その他消防署の警防係に関する事項。

支署事務分掌

庶務係

(1) 公印の管守に関する事項。
(2) 文書の収受、発送及び保存に関する事。
(3) 所属職員の勤務割りに関する事項。
(4) 予算資料の作成及び報告に関する事項。
(5) 支署に係る経理事務に関する事項。
(6) 補助事業等の資料作成に関する事項。
(7) 支署行事に関する事項。
(8) 庁舎及び物品等の維持管理に関する事項。
(9) 消防団に関する事項。
(10) その他、他の係に属さない事項。

警防係

(1) 災害の警戒防ぎょに関する事項。
(2) 消防地理、水利の調査及び保全に関する事項。
(3) 気象業務に関する事項。
(4) 警報等発令に係る警戒及び広報に関する事項。
(5) 消防車両等機械器具の整備に関する事。
(6) 教養訓練の実施に関する事項。
(7) 救急、救助出動の報告に関する事項。
(8) 災害発生に係る消防通信及び関係機関の連絡、報告等に関する事項。
(9) 災害の調査に関する事項。
(10) 応急手当の普及に関する事項。
(11) 救急搬送証明に関する事項。
(12) 消防対象物の防御計画に関する事項。
(13) 応急手当普及の育成に関する事項。
(14) 火災警報の発令解除に関する事項。
(15) 気象情報及び災害情報に関する事項。
(16) その他警防に関する事項。

予防係

(1) 査察計画及び実施に関する事項。
(2) 予防広報計画及び実施に関する事項。
(3) 建築同意（非特定対象物）及び通知に関する事項。
(4) 消防用設備の審査（非特定対象物）及び点検報告に関する事項。
(5) 屋外の火災予防措置に関する事項。
(6) 指定可燃物の貯蔵取扱、高圧ガス、火薬類施設等の指導に関する事項。
(7) 火災原因、火災損害の調査に関する事項。
(8) 火災予防条例の届出、調査、各種証明に関する事項。
(9) 火災予防運動の計画及び実施に関する事項。
(10) 消防相談、広聴、苦情要望等の聴取及び報告に関する事項。
(11) 自主防災組織等の育成指導に関する事項。
(12) 地域住民及び事業所等に対する消防防災訓練の指導に関する事項。
(13) 老人等災害弱者の火災予防指導等に関する事項。
(14) 災害広報計画及び実施に関する事項。
(15) 特殊災害等の調査に関する事項。
(16) 住民に対する防火指導計画及び実施に関する事項。
(17) その他予防係に関する事項。

出 張 所 事 務 分 掌

庶　務　係

(1) 公印の管守に関する事項。
(2) 文書の収受、発送及び保存に関する事。
(3) 所属職員の勤務割りに関する事項。
(4) 予算資料の作成及び報告に関する事項。
(5) 支署に係る経理事務に関する事項。
(6) 補助事業等の資料作成に関する事項。
(7) 出張所行事に関する事項。
(8) 庁舎及び物品等の維持管理に関する事項。
(9) 消防団に関する事項。
(10) その他、他の係に属さない事項。

警　防　係

(1) 災害の警戒防ぎょに関する事項。
(2) 消防地理、水利の調査及び保全に関する事項。
(3) 気象業務に関する事項。
(4) 警報等発令に係る警戒及び広報に関する事項。
(5) 消防車両等機械器具の整備に関する事。
(6) 教養訓練の実施に関する事項。
(7) 救急、救助出動の報告に関する事項。
(8) 災害発生に係る消防通信及び関係機関の連絡、報告等に関する事項。
(9) 災害の調査に関する事項。
(10) 応急手当の普及に関する事項。
(11) 救急搬送証明に関する事項。
(12) 消防対象物の防御計画に関する事項。
(13) 応急手当普及の育成に関する事項。
(14) 火災警報の発令解除に関する事項。
(15) 気象情報及び災害情報に関する事項。
(16) その他警防に関する事項。

予　防　係

(1) 査察計画及び実施に関する事項。
(2) 予防広報計画及び実施に関する事項。
(3) 建築同意（非特定対象物）及び通知に関する事項。
(4) 消防用設備の審査（非特定対象物）及び点検報告に関する事項。
(5) 屋外の火災予防措置に関する事項。
(6) 少量危険物、指定可燃物の貯蔵取扱、高圧ガス、火薬類施設等の指導に関する事項。
(7) 火災原因、火災損害の調査に関する事項。
(8) 火災予防条例の届出、調査、各種証明に関する事項。
(9) 火災予防運動の計画及び実施に関する事項。
(10) 消防相談、広聴、苦情要望等の聴取及び報告に関する事項。
(11) 自主防災組織等の育成指導に関する事項。
(12) 地域住民及び事業所等に対する消防防災訓練の指導に関する事項。
(13) 老人等災害弱者の火災予防指導等に関する事項。
(14) 災害広報計画及び実施に関する事項。
(15) 特殊災害等の調査に関する事項。
(16) 住民に対する防火指導計画及び実施に関する事項。
(17) その他予防係に関する事項。

分 遣 所 事 務 分 掌

予　防　係

(1) 査察計画及び実施に関する事項。
(2) 予防広報の実施に関する事項。
(3) 火災予防条例の届出、調査に関する事項。
(4) 屋外の火災予防措置に関する事項。
(5) 地域住民に対する消防防災訓練の指導に関する事項。
(6) 少量危険物、指定可燃物の貯蔵取扱、高圧ガス、火薬類施設等の指導に関する事項。
(7) 消防用設備の審査（非特定対象物）及び点検報告に関する事項。
(8) 火災原因、火災損害の調査に関する事項。
(9) 火災予防運動の実施に関する事項。
(10) その他予防係に関する事項。

警　防　係

(1) 災害の警戒、防ぎょに関する事項。
(2) 消防地理、水利の調査及び保全に関する事項。
(3) 気象業務に関する事項。
(4) 各警報発令に係る警戒、広報に関する事項。
(5) 消防車両等機械器具の整備に関する事項。
(6) 教養訓練の実施に関する事項。
(7) 応急手当の普及に関する事項。
(8) 消防団に関する事項。
(9) その他警防係に関する事項。

所属別職員数

所属	職名	消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	計
本部・署 10名 本部 9名	消防長	1							1
	次長		1						1
	課長		【1】	2					2
	課長補佐			1					1
	係長				1				1
	主査				2【1】				2【1】
	主任					1【1】			1【1】
	係								
署 1名	署長		1【1】						1【1】
	係長								
	係			【1】	【2】	【1】			【4】
安平支署 20名	支署長			1					1
	主幹			3					3
	係長				3				3
	主査				1				1
	主任					2			2
	係					2	2	6	１０
追分出張所 13名	出張所長			1					1
	主幹			3【1】					3
	係長				2				2
	主査				1				1
	主任								
	係					3	2	1	6
厚真支署 上厚真分遣所 26名	支署長			1					1
	主幹 (分遣所長)			4 (1)					4 (1)
	係長				5				5
	主査				1				1
	主任					3			3
	係					3	2	7	１２
鵡川支署 20名	支署長			1					1
	主幹			3					3
	係長				4【1】				4
	主査								
	主任					3			3
	係					1	3	5	9
穂別支署 19名	支署長			1					1
	主幹			3					3
	係長				4				4
	主査				1				1
	主任					2			2
	係					1	2	5	8
合計		1	2	２４	２５	２１	１１	２４	１０８

＊ 【 】数値は消防署の兼務職員数。

消防本部･署所及び消防団の所在地

所　　属　　別	所　　在　　地	構　　造	面　積 ㎡	建築年度
消防本部・署 消防署厚真支署 厚真消防団　第一分団	〒059-1604 厚真町錦町47番地の2 本部 mail:tohbu.soumu@circus.ocn.ne.jp 支署 mail:tohbu.atuma@poppy.ocn.ne.jp	RC造２階 鉄骨造１階	 999.37	昭和46年度 昭和60年度 増築 平成11年度 増築
上厚真分遣所 厚真消防団　第二分団	〒059-1741 厚真町字上厚真244番地の11 mail:tohbu.kamiatuma@bz01.plala.or.jp	RC造１階	1,061.75	昭和57年度
消防署安平支署 安平消防団　早来分団	〒059-1501 安平町早来大町141番地3 mail:abirafd_syomu1@town.abira.hokkaido.jp	RC造２階	1,509.42	平成21年度
安平分団	安平町安平442番地2	木造ﾓﾙﾀﾙ1階	265.82	昭和37年度 昭和55年度 増築
遠浅分団	安平町遠浅84番地	木造１階	170.95	昭和32年度 平成２年度 増築
追分出張所 安平消防団　追分分団	〒059-1911 安平町追分本町6丁目54番地 mail:oiwake.syoubou@town.abira.hokkaido.jp	RC造２階	736.50	昭和55年度
消防署鵡川支署 鵡川消防団　女性分団	〒054-0031 むかわ町青葉1丁目73番地 mail:mukawa.fd@blue.ocn.ne.jp	鉄骨造５階	1,379.59	令和３年度
第一分団	むかわ町美幸2丁目76番地1 外	木造２階	324.61	平成21年度
第二分団	むかわ町生田441番地5	木造１階	109.30	平成20年度
第三分団	むかわ町宮戸1088番地1	木造１階	109.30	平成23年度
消防署穂別支署	〒054-0211 むかわ町穂別29番地5 mail:hobetsu-fd@bz04.plala.or.jp	RC造１階	730.00	昭和55年度
穂別消防団　第一分団	むかわ町穂別29番地20	木造１階	119.25	平成22年度
第二分団	むかわ町穂別富内81番地1	木造２階	120.11	平成７年度
第三分団	むかわ町穂別仁和344番地	木造１階	109.30	平成21年度
第四分団	むかわ町穂別豊田289番地5	木造２階	117.45	平成６年度

消防車両配置状況

各支署及び消防団配置の消防車両等は、「胆振東部消防組合消防施設整備３カ年計画」により整備されている。

当管内には、国家（民間）石油備蓄基地があり、特殊車両として備蓄基地対応の３点セットを１セット（大型高所放水車・大型化学車・泡原液搬送車）上厚真分遣所に配置している。

また、組合管内は山林が多く、林野工作車１車両を穂別支署に配置し、林野火災等に対応している。

高規格救急自動車については、安平支署・追分出張所・厚真支署・鵡川支署に各１台、穂別支署に２台を配置している。

また、緊急消防援助隊に当組合より高規格救急自動車１台、資機材搬送車１台、水槽付ポンプ自動車２台、三点セット（大型高所放水車・大型化学車・泡原液搬送車）の計７台を登録している。

構成町別 / 所属別 / 車両種別		合計	本部	安平町			厚真町		むかわ町			
				安平支署	追分出張所	安平消防団	厚真支署	厚真消防団	鵡川支署	鵡川消防団	穂別支署	穂別消防団
消防ポンプ自動車		１５				5		2		4		4
水槽付ポンプ自動車		9		1	1		1	2	2		1	1
小型動力ポンプ付水槽車		6		1	1		2		1		1	
3点セット	大型高所放水車	1					1					
	大型化学車	1					1					
	泡原液搬送車	1					1					
林野工作車		1									1	
救助工作車		1					1					
移動無線中継車		1					1					
指揮広報車		１１	2	2	1		2		1		2	1
資機材搬送車		8				4		2	1		1	
消防団員搬送車		4		1	1			1	1			
高規格救急自動車		6		1	1		1		1		2	
その他の車両		2							1		1	
合計		６７	2	6	5	9	１１	7	8	4	9	6
参考（車載小型動力ポンプ）		１２				4	1	4		3		
参考(非車載小型動力ﾎﾟﾝﾌﾟ)		4				2				1		1

消　防　団

消防組合構成町消防団の組織は、明治中期より郷土愛護の精神により私設消防組として組織されたのが草創となり、爾来１００年以上の間不屈の消防精神が永々として消防団の歴史を築いております。（消防団創設年数は、各消防団により若干異なります。）

近年、社会経済の発展と生活の変化に伴い災害の態様は益々複雑多様化、大規模化しておりますが、このような状況に対処するためにも、地域ぐるみの防災体制の確立が重要であり、その中心的役割を果たす消防団の使命は、ますます重大となってきております。

現在は安平消防団・厚真消防団・鵡川消防団・穂別消防団の４消防団、定員４４５名の消防団員で組織され、地域防災の要としての役割は大きく、水火災、地震、自然災害などの災害活動はもとより、消防活動訓練、火災予防査察、広報、各種防災訓練、消防行事などを、消防職員と一体となり「災害のない安全で安心して暮らせるまちづくり」をめざして活躍しております。

消 防 団 組 織 機 構

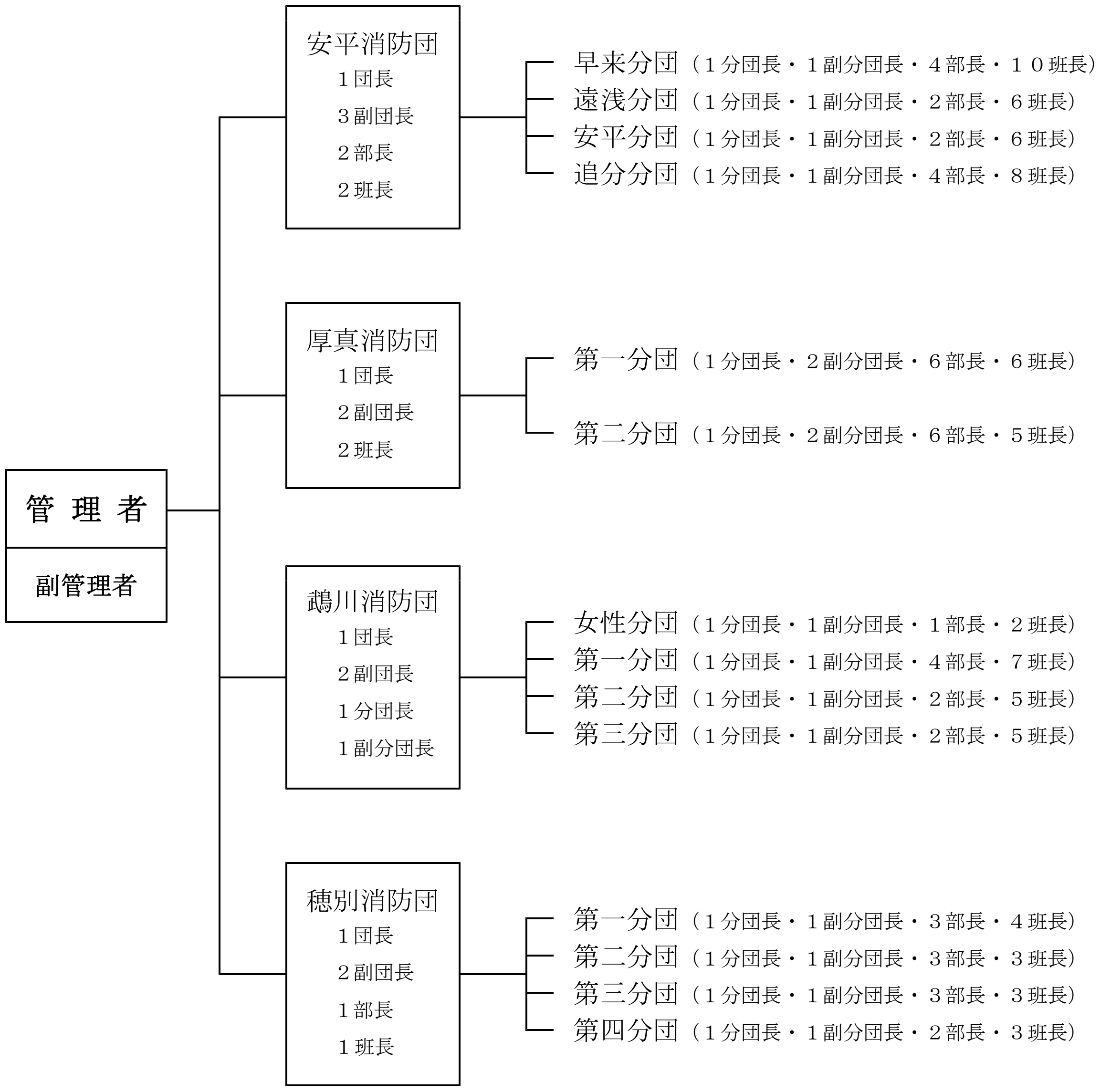

火　　災

３３日に１件の割合で発生

令和５年中の火災概況

令和５年における火災発生件数は１１件（前年１４件）で３件の減少となっており、火災種別ごとにみると建物火災が８件（前年６件）で２件増加、林野火災は０件（前年１件）で１件減少、車両火災は２件（前年４件）で２件減少、その他の火災は１件（前年３件）で２件減少となっております。

建物火災８件のうち住宅からの出火が１件（前年３件）で２件減少、罹災世帯数は１世帯（前年２世帯）で１世帯減少しております。

建物火災の損害をみると焼損棟数が９棟（前年１１棟）で２棟減少、焼損面積では１６７平方メートルで前年に比べ３２３平方メートル減少し、１件当たりの焼損面積は約２１平方メートルとなっております。

また火災の損害額については約６，２３８千円となっており前年より約９，６４１千円減少しております。

火災による焼死者は０名（前年１名）で１名の減少、負傷者は１名（前年０名）で１名の増加となっております。

令和５年．令和４年火災概況と主な火災原因

年次別区分		単位	令和５年	令和４年	前年比	過去５年間の合計
火災件数		件	１１	１４	△　3	８０
	建物火災	件	8	6	2	４３
	林野火災	件	0	1	△　1	3
	車両火災	件	2	4	△　2	１２
	その他の火災	件	1	3	△　2	２１
建物焼損面積		㎡	１６７	４９０	△　３２３	４，２５９
林野焼損面積		a	0	5	△　5	５９
焼損棟数		棟	9	１１	△　2	５６
り災世帯数		世帯	1	2	△　1	２４
損害額		千円	６，２３８	１５，８７９	△９，６４１	１８９，４８５
死者		名	0	1	△　1	5
負傷者		名	1	0	1	7
主な原因	ストーブ		0	0	0	3
	煙突・煙道		0	0	0	0
	電気配線		3	1	2	１１
	コンロ		0	0	0	1
	放火（疑い含む）		1	0	1	3
	その他		6	9	△　3	４３
	原因不明・調査中		1	4	△　3	１９

救　　急　　　　１日に平均約３件出場

当消防組合における救急業務は、昭和４６年８月に鵡川支署に組合として、第１号の救急自動車が配置され、救急業務が開始されました。同年１２月、日本赤十字社の委託により穂別支署に救急車を配置、昭和４８年厚真支署に配置、昭和５２年７月早来支署に配置（寄贈車・テンポイント号）昭和５９年１月追分支署（現追分出張所）に配置（日産自動車kk寄贈）され組合管内全ての支署に救急車が配備されており、平成１３年中には厚真支署・穂別支署・早来支署・追分支署・鵡川支署の５支署全てにおいて高規格救急自動車への整備更新が終了しています。

令和５年中の救急出場状況については、出場件数１，２５７件、搬送人員１，０８０人で、前年比は出場件数で１１２件の増加となりました。令和５年５月８日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類に移行され、搬送先医療機関がなかなか決まらない救急搬送困難事案は減少しましたが、救急出場件数は増加しています。地域住民の救急に対する意識や救急業務を取り巻く環境が大きく変化する中、救命率の向上に向け、救急隊員の応急処置の拡大に伴う救急研修の強化、また救急救命士の養成など、救急体制の充実高度化に向けて取り組んでいます。

また、令和５年中の救助出場件数は１４件で、前年比１件の増加となっています。

救急出場件数

区分＼年次	合計	救急事故種別										その他			
		火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資材搬送	その他
令和５年	1,257	0	0	0	64	42	13	173	1	10	810	131	4	1	8
令和４年	1,145	1	0	0	63	43	5	171	3	8	719	127	3	2	0
前年対比	112	△1	0	0	1	△1	8	2	△2	2	91	4	1	△1	8

救　　助

救助出動状況

区分＼年次	合計	救助出動区分							
		火災	交通事故	水難事故	機械等	建築物	自然災害	その他	人命捜索
令和５年	１４	0	１０	0	0	1	0	2	1
令和４年	１３	0	8	0	1	1	0	2	1
前年対比	1	0	2	0	△１	0	0	0	0

通　　信

　災害の発生時において、迅速かつ的確な災害活動を実施するために、各支署に各種災害受信のための１１９番有線電話及び一人暮らしのお年寄り世帯に設置されている緊急通報設備、本部所在地の厚真支署には携帯１１９番受信電話を設置しております。また、訪日外国人の増加、外国人の人材受け入れや、共生社会の実現に向けた取組など消防を取り巻く環境が変化しており、外国人・障害者からの１１９番通報等にも円滑に対応していくため、令和２年度には「三者間同時通訳」、「NET119 緊急通報システム」を導入し運用を開始しております。
　安平町遠浅・厚真町美里・むかわ町穂別仁和・むかわ町穂別富内・むかわ町穂別稲里に無線局を設置、また、無線中継車を整備して組合管内の消防用無線通信網をカバーしております。
　今後は迅速的確な災害情報の収集、伝達を速やかに行うためインターネット・画像伝送システムなど、消防災害通信ネットワーク等の構築が必要となり消防総合通信システムについて更に検討を重ねて整備致します。

消防無線電話系統図

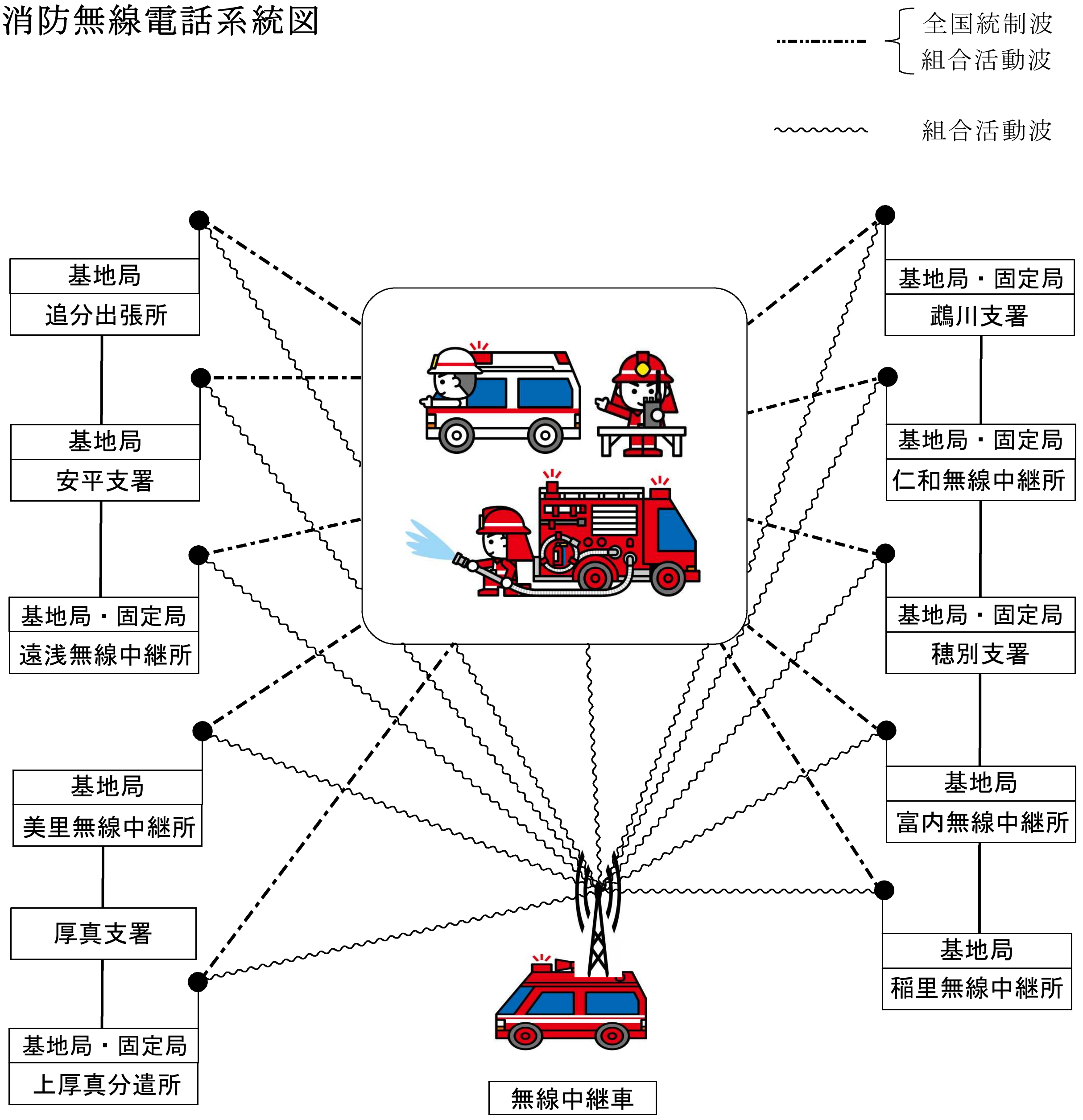

北海道広域消防相互応援協定

（平成３年４月１日施行）

北海道内には、５８の消防本部があります。（単独２２本部・組合方式３６本部）
大規模な災害や特殊な災害が発生した場合には、市町村、あるいは都道府県の区域を越えて消防力の広域的な運用を図る必要があります。北海道では、５８の各消防本部が応援協力できるように「北海道広域消防相互応援協定」を締結しています。

応援協定の中には、災害種別に応じた活動マニュアル・消防広域応援基本計画・派遣要請システム・代表消防機関の設置・応援情報リスト・情報連絡体制・災害現場における指揮体制など各般にわたり定められています。

当消防組合では、「平成５年７月１２日に発生した北海道南西沖地震（奥尻地震災害）」に水難救助隊として出動要請を受け部隊派遣。「平成１２年の有珠山噴火に伴う災害」に指揮隊１隊及び救急隊１隊派遣。平成１５年９月には「北海道十勝沖地震後に発生した出光興産苫小牧製油所タンク火災」に指揮隊１隊及び消防隊２隊（大型化学車・泡原液搬送車）を派遣しております。

また、「平成３０年９月６日に発生した北海道胆振東部地震」では、北海道隊（第３要請）・２７３隊・１，１００人、道南地区隊（第２要請）・１４２隊・４３７人の応援を受けております。

機構．連絡体系

・総括代表消防機関（地域代表消防機関を総括する消防本部）... 札 幌 市 消 防 局

・地区代表消防機関（５つの地区を総括する消防本部）

＊全国消防長会北海道支部が５つの地区に分かれています。

- ①道東地区..... 釧 路 市 消 防 本 部
- ②道南地区..... 苫小牧市消防本部
- ③道央地区..... 小 樽 市 消 防 本 部
- ④道西地区..... 函 館 市 消 防 本 部
- ⑤道北地区..... 旭 川 市 消 防 本 部

道南地区連絡系統図

- 地区代表消防機関 苫小牧市消防本部
  - 室蘭ブロック代表 室蘭市消防本部
    - 登別市消防本部
    - 西胆振行政事務組合消防本部
  - 日高ブロック代表 日高中部消防組合消防本部
    - 日高東部消防組合消防本部
    - 日高西部消防組合消防本部
  - 苫小牧ﾌﾞﾛｯｸ代表 苫小牧市消防本部
    - 白老町消防本部
    - 胆振東部消防組合消防本部

＊ 災害情報連絡は、応援側・要請側・派遣決定連絡・第１要請・第２要請・第３要請等に区分され情報を送ることとなっています。